

## 決議第4号

### 病院整備事業の進め方に関する決議

市長と議会の責任及び権限は、偏に選挙による市民の負託によっている。言うまでもなく主権者は市民であり、市長も議会議員も謙虚に誠実に市民に向き合い、その負託に応えることが必須である。そして二元代表制の下、緊張及び協力関係を適切に保ちつつ市民の福祉向上を共に目指し、市政発展に尽くすことが重要である。

しかるに栢木市長就任後の、特に病院整備事業における迷走とその意志決定過程の不透明、議会質疑などの答弁は、市民の代表者で構成された議会を軽視するものである。我々はこれまでも決議等によりその姿勢の改善を求めてきたが全く改善されておらず、到底看過できない。

よって、再度下記事項の徹底を議会の総意として求める。

- 一、 市民病院整備運営評価委員会での議論を引くまでもなく、病院整備において最も課題が少ない適地は、駅前Aブロックでの整備である。病院整備をAブロックとし、にぎわい創出や駐車場整備を全体で図ることが、我々の考えるこれまでの経緯、議論を経た現段階での最善の判断である。従って、今後の病院整備構想及び計画の検討にあたっては、Aブロックを病院整備地とすること。
- 二、 万が一、市長の権限をもってBブロックを病院整備地として構想、計画の検討を進める場合においても、Bブロックでの整備案に加え、Aブロックの活用案（構想）及びA、B全体の駐車場の構想の三点をセットで示されなければ、公共団体の議決機関である議会の審議に付す要件を満たしているとは考えられない。従って、Bブロックでの整備課題である、具体的な整備構想案、Aブロック活用構想及び、AB全体の実現可能な駐車場整備計画三点をセットで提示すること。

以上、決議する。

令和3年6月30日

野洲市議会